

平成26年1月27日
会社名 株式会社ブイ・テクノロジー
代表者 代表取締役社長 杉本 重人
(東証第一部 コード番号 7717)
問合せ先 企画部 IRグループ長 河原 拓
(TEL 045-338-1980)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年1月27日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した平成19年11月27日付「売買単位の集約に向けた行動計画」及び平成24年1月19日付「売買単位の100株と1,000株への移行期限の決定について」を踏まえ、当社株式の売買単位を100株とするため、1株につき100株の割合をもって株式の分割を実施するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成26年3月31日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	47,540株
株式分割により増加する株式数	4,706,460株
株式分割後の発行済株式総数	4,754,000株
株式分割後の発行可能株式総数	17,590,300株

※上記の株式数は、平成25年12月31日時点の発行済株式総数を元に算出しております。本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日設定公告日	平成 26 年 3 月 14 日 (金)
基準日	平成 26 年 3 月 31 日 (月)
効力発生日	平成 26 年 4 月 1 日 (火)

(4) 新株予約権行使価額の調整

上記の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式についても同様に調整されます。また、当社発行の新株予約権の 1 株あたりの行使価額を平成 26 年 4 月 1 日 (火) 以降、以下のとおり調整いたします。

回号数	調整前行使価額	調整後行使価額
第 6 回(A)(B)新株予約権	666,300 円	6,663 円
第 7 回(A)(B)新株予約権	687,750 円	6,878 円
第 8 回新株予約権	271,000 円	2,710 円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記の株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 4 月 1 日 (火)

なお、上記の単元株制度の採用に伴い、平成 26 年 3 月 27 日 (木) をもって、東京証券取引所における当社株式売買単位も 1 株から 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の「株式分割」及び「単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規程に基づく取締役会決議により、平成 26 年 4 月 1 日 (火) をもって、当社定款の一部を変更いたします。

- ①株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 5 条を変更いたします。
- ②株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 6 条を新設いたします。
- ③現行定款第 6 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。
- ④現行定款第 5 条の変更及び第 6 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたし

ます。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。(下線部は変更箇所)

現 行	変更後
【発行可能株式総数】 第5条 当社の発行可能株式数は、 <u>175,903</u> 株とする。	【発行可能株式総数】 第5条 当社の発行可能株式数は、 <u>17,590,300</u> 株とする。
(新設)	【 <u>単元株式数</u> 】 第6条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第6条～第45条(条文省略)	第 <u>7</u> 条～第 <u>46</u> 条(現行どおり)
	附則 <u>第5条の変更及び第6条の新設ならびにそれに伴う条文の繰り下げは、平成26年4月1日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 変更日程

取締役会決議日 平成26年1月27日(月)

定款変更の効力発生日 平成26年4月1日(火)

5. その他

(1) 今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 平成26年3月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

以 上